

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
31	1111	居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師又は歯科医師 が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費Ⅰ		500	1回につき
31	1101	居宅療養Ⅰ・未情報減算		((2)以外) 500 単位	情報提供を行わなかった場合	－ 100 単位	
31	1112	居宅療養管理指導Ⅱ		(2)居宅療養管理指導費Ⅱ(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)		290 単位	
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ 1	ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)在宅の利用者に対して行う場合	550 単位	
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬		550 単位	特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	
31	1251	薬剤師居宅療養Ⅰ 2			(二)居住施設設入居者等に対して行う場合		
31	1252	薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬		385 単位	特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	
31	1223	薬剤師居宅療養Ⅱ 1				500	
31	1224	薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)在宅の利用者に対 して行う場合	特別な薬剤の場合	
31	1255	薬剤師居宅療養Ⅱ 2			がん末期の患者・中心静脈 栄養患者以外の場合(月4 回限度)	＋ 100 単位	
31	1256	薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬		500 単位	がん末期の患者・中心静脈 栄養患者の場合(月8回限 度)		
31	1225	薬剤師居宅療養Ⅱ 3			特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	
31	1226	薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬		(二)居住施設設入居 者等に対して行う場合	がん末期の患者・中心静脈 栄養患者以外の場合(月4 回限度)	特別な薬剤の場合	
31	1253	薬剤師居宅療養Ⅱ 4			特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	
31	1254	薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬			特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ			特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ			特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ニ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)在宅の利用者に対して行う場合		350 単位	350
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)居住施設設入居者等に対して行う場合		300 単位	
31	1261	看護職員居宅療養	ホ 看護職員が行う場合			400	400
31	1262	看護職員居宅療養・准看		400 単位	准看護師が行った場合	× 90%	